

試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類のお知らせの審査基準

- 1 根拠法令
土壤汚染対策法施行規則第3条第3項
- 2 審査基準

土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

第三条

1～2（略）

3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項又は第八項 に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

6（略）